

| | |
|------|---|
| 件名 | 職員の懲戒処分について |
| 概要 | 市立青梅総合医療センターは、次のとおり懲戒処分を行いましたので、青梅市懲戒処分の公表基準にもとづき公表します。 |
| 内容 | <p>1 処分内容 (1) 処分職員 一般事務・20歳代・男性（会計年度任用職員） (2) 処分内容 戒告</p> <p>2 処分年月日 令和7年2月27日</p> <p>3 事件概要 被処分者は、令和7年1月から2月にかけて、複数回に渡り業務外の目的で電子カルテを閲覧した。</p> <p>なお、本件に関する事業管理者コメントは次のとおりです。</p> <p>法令を遵守すべき立場にある当院職員が、このような事件を起こしたことにより、市民および患者さんの信頼を裏切り、多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>該当職員に対しては、厳正な処分をもって対応いたしました。</p> <p>今後、綱紀の保持の徹底と再発防止に向けた万全の対策を講じ、市民および患者さんの信頼回復に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">令和7年2月27日 青梅市病院事業管理者 大友 建一郎</p> |
| 問合せ先 | 市立青梅総合医療センター事務局総務課長 遠藤 電話番号 0428-22-3191 内線25233 問い合わせ時間 午前8時30分から午後5時まで（平日のみ） |